

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 9 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

給与改定による期末手当等の差額支給に係る履歴書への記載について（通知）

給与改定による期末手当等の差額支給については、平成20年1月11日付け教小第695号により、履歴書に記載することになっています。

記載例は下記のとおりですので、事務に遺漏のないようお願いします。

なお、本採用職員及び再任用職員については、教職員人事管理システムにより履歴を整理しますので、従前の紙履歴書への記載は必要ありません（臨時的任用職員及び任期付職員について記載してください。）

市町村教育委員会におかれましては、管内小・中・義務教育・特別支援学校へ周知くださるようお願いします。

記

1 記載例

6月及び12月の期末手当等について、差額の支給明細を参考にし、それぞれ給与改定後の総額を記載してください。

年月日	事項	発令庁
令和6年 12月27日	令和6年6月分期末手当及び勤勉手当の額を〇〇〇, 〇〇〇円に改定し、差額を支給する。	給与支払者 埼玉県知事
令和6年 12月27日	令和6年12月分期末手当及び勤勉手当の額を〇〇〇, 〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事

※上記文言について、若干の相違があっても問題ありません。

（例：「～手当の額を～」、「～手当の支給額を～」のいずれの表現でもかまわない。）

2 支給額について

支給額についての問合せは、教職員課県費事務担当までお願いします。

担 当：人事・学事・働き方改革担当 鈴木

電 話：048-830-6938

E-mail：a6930-01@pref.saitama.lg.jp